

**事務・事業、権限の移譲等**

**○ 国から県へ移譲すべき事務事業**

- ▷ 4haを超える農地転用許可を県へ移譲すること。なお、2haを超える知事の許可については国への事前協議制を廃止すること。
- ▷ 県内で完結する国道の管理権限を県へ移譲すること。
- ▷ 一級河川の管理権限を県へ移譲すること。
- ▷ 商工会議所法に係る許認可権を県へ移譲すること。
- ▷ ハローワーク特区及び一体的取組を地方の提案に沿って積極的に進め、移管可能性の検証を行い、職業安定業務を県へ移管すること。
- ▷ 給水人口が5万人を超える水道事業の認可・指導監督権限を県へ移譲すること。
- ▷ 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条第1項に係る計画の認定権限と支援に必要な財源を都道府県に移譲すること。

**○ 国から基礎自治体へ移譲すべき事務事業**

- ▷ 民生児童委員の任命権限を基礎自治体へ移譲すること。
- ▷ 国立公園における木竹伐採等の許可を基礎自治体へ移譲すること。

**○ 県から基礎自治体への事務事業の移譲を促進するための制度の見直し等**

**〔基礎自治体への移譲促進〕**

- ▷ 母子寡婦福祉資金の貸付・償還事務について、市及び福祉事務所設置町が実施主体となるよう制度の見直しを行うこと。
- ▷ 麻薬取扱者に対して県及び保健所設置市が交付する免許は、当該県及び市の区域のみでなく、国内全域で有効となるよう制度の見直しを行うこと。
- ▷ 砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策について、基礎自治体においても工事・管理等を実施できるよう制度の見直しを行うこと。
- ▷ 特別児童扶養手当事務について、既存の関連事務と併せて基礎自治体で実施できるよう制度の見直しを行うこと。
- ▷ 婦人相談所の売春防止法による設置義務（都道府県設置）を見直し、政令市や中核市においても設置できるよう制度の見直しを行うこと。

**〔基礎自治体の裁量権拡大〕**

- ▷ 大規模小売店舗の新設等の届出及び特定工場の新設等の届出に係る基準面積等の条例制定を基礎自治体が行えるよう制度の見直しを行うこと。
- ▷ 屋外広告物法第28条により屋外広告物事務を行う景観行政団体である基礎自治体に対して、都道府県の条例による移譲ではなく、自らの判断と責任で簡易除却等を実施できるよう制度の見直しを行うとともに、それに応じた普通交付税等の必要な財源措置を講じること。

**〔基礎自治体への確実な財源措置〕**

- ▷ 町においても、市と同様に福祉事務所を必置とするよう制度の見直しを行うこと。

**○ 事務事業の分担関係の適正化**

- ▷ 都市部と中山間地域との教育条件を一定の水準に保ち、広域人事を活発化するなど、教職員の資質向上施策を推進するとともに、政令指定都市における県費負担教職員の任命権者と給与負担者の一致を図ること。

**義務付け・関与の廃止・縮小（第1次一括法から第3次一括法までに盛り込まれなかった事項）**

- ▷ 水質汚濁防止法に基づき、県が策定する「総量削減計画」の大臣同意を廃止すること。
- ▷ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき策定する「都道府県分別収集促進計画」を廃止すること。
- ▷ 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律に基づき、事業主が策定する「改善計画」の都道府県の認定事務を廃止すること。
- ▷ 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づき、事業主が策定する「改善計画」の都道府県の認定事務を廃止すること。
- ▷ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に基づき、市町が策定する「農林業等活性化基盤整備計画」の都道府県知事の同意を廃止すること。
- ▷ 地方道路公社が管理する有料道路の料金設定における大臣の許可及び認可は廃止すること。
- ▷ 保安林解除に係る国への協議を廃止すること。

**義務付け・関与の廃止・縮小（第1次一括法から第3次一括法までに見直された事項のうち、見直しが不十分な事項）**

- ▷ 国土利用計画法に基づき都道府県が土地利用基本計画を策定する場合、大臣への同意を要する協議は同意を要しない協議とされたが、大臣への協議を廃止し、大臣への意見聴取とすること。
- ▷ 児童福祉法に基づく保育所に配置する保育士の数については、人材確保が困難な地域において柔軟に対応できるよう基準を緩和すること。
- ▷ 中心市街地の活性化に関する法律に基づく総理大臣の認定は、法9条2項の一部のみを廃止するものであり、市町村の基本計画に係る総理大臣（法9条1項）の認定そのものを廃止すること。
- ▷ 都市計画法に基づき都道府県が都市計画を決定する場合、三大都市圏等の区域に係る都市計画についての大臣への同意を要する協議は廃止されたが、区域区分に関する都市計画等に係る国との同意を要する協議についても、同意を廃止すること。
- ▷ 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、都道府県が農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合、農林水産大臣への協議（法4条5項）を全て廃止すること。ただし、「確保すべき農用地の面積その他農用地等の確保に関する事項」及び「農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項」については、調整とすること。  
また、同法に基づき、市町村が農業振興地域整備計画を策定・変更する場合、都道府県への協議についても同様に廃止し、都道府県への報告とすること。